

学術大型研究計画策定における審査・評価プロセスについて

科学者委員会  
研究計画・研究資金検討分科会  
2019年3月27日決定

1. 学術大型研究計画の審査・評価の担当組織

- ① 研究計画・研究資金検討分科会（以下、本分科会と呼ぶ）
- ② 分野(部)別大型研究計画評価小分科会及び融合領域大型研究計画評価小分科会(以下、評価小分科会と呼ぶ)

2. 審査・評価プロセス

(ア) 評価小分科会の構成

① 評価小分科会の構成

評価小分科会は、8-10名程度(15名以内)の会員・連携会員で構成する。本構成は、幹事会の承認を経て最終決定とする。

なお、各評価小分科会には、本分科会の委員が1名入ることとする。ただし、本分科会委員は、評価小分科会における計画の評価には参画しない。

② 委員長選出

評価小分科会委員長は、評価小分科会において互選で選出される。ただし、当人が提案者である場合には、その任に当たることができない。評価小分科会委員長は、重点大型研究計画の策定において構成する審査小委員会委員も原則として務めることとする。

(イ) 審査・評価のプロセス

① 応募提案の取り纏めと送付

- 1) 本分科会及び日本学術会議事務局は、応募提案について、資格等の確認を行い、審査の対象とする提案を確定する。
- 2) 日本学術会議事務局は、各分野の応募提案を、当該分野の評価小分科会委員に評価用紙とともに直接送付する。

② 評価小分科会における評価

- 1) 評価小分科会にて、利益相反の考え方・審査方法を確認する。
- 2) 評価小分科会委員は、学術大型研究計画(区分 I)の目的・意義を十分理解の上、当該分野の全応募提案を 自らの見識の下で厳正に 評価し、その結果を評価用紙(別添)に記入して日本学術会議事務局に送付する。ただし、マスタープラン 2017 において重点大型研究計画に選定された区分

Iの研究計画で、継続条件を満たしかつ継続を希望する研究計画の継続審査については「主」に指定された当該分野の評価小分科会において行うこととし、その方法は別途定めることとする。なお、利害関係者となる提案については、評価を辞退することとする。利害関係者の定義については「利益相反排除の方針」を参照のこと。

提案の評価方法は(エ)項に示す。

- 3) 融合領域以外で、応募の際、(副)の学術研究領域を指定した提案については、「主」に指定された評価小分科会の判断により、(副)に指定された評価小分科会に評価を依頼することができる。(副)に指定された評価小分科会の評価結果は、6)における評価小分科会の判断の際に参考とされる。
- 4) 学術研究領域で融合領域(コード 32 を選択した)提案については、応募の際に指定された学術研究領域(複数)に対応する評価小分科会において評価を行い、その評価結果を参考にして、融合領域評価小分科会において評価を行うこととする。
- 5) 日本学術会議事務局は、評価小分科会委員の評価結果を集計し、その結果を当該分野(部)の「主」に指定された評価小分科会に報告する。その際、評価した小分科会委員の名は伏せる。同時に、各評価小分科会委員が、利益相反の観点からどの提案の評価を辞退したのかを別途一覧にし、当該分野(部)の評価小分科会に報告する。
- 6) 「主」に指定された評価小分科会は、総合評価の平均点にもとづき、当該分野(部)の応募提案について、順位を付けた評価結果を作成する。なお、同一平均点の提案については評価小分科会の判断で順位付けを行うこととする。また、理由を付して提案の順位を入れ替えることができる。
- 7) 「主」に指定された評価小分科会は、当該分野(部)の区分Ⅱの応募提案について、区分Ⅱとしての要件を満たしているかについてチェックを行う。必要に応じてコメントを作成し、添付することとする。
- 8) 「主」に指定された評価小分科会は、5)の各評価小分科会委員がどの提案の評価を辞退したのかの一覧等をもとに、各評価小分科会委員の評価が利益相反の点から問題がないことを確認する。
- 9) 「主」に指定された評価小分科会は、当該分野(部)の評価結果を、本分科会に報告する。

③ 本分科会における学術大型研究計画の策定

本分科会は、学術大型研究計画を以下のとおり策定する。

## 資料 3

- 1) 学術大型研究計画(区分 I)については、評価小分科会の評価結果に基づき審議を行い、策定する。
- 2) 学術大型研究計画(区分 II)については、当該評価小分科会で区分 II の要件を満たしているかチェックを行うこととする。

### (ウ) 守秘義務と評価の非公開審議について

本策定作業に関わる本分科会委員、各評価小分科会委員、日本学術会議事務局関係者には、提案内容及び評価の結果について守秘義務が課せられる。また、本分科会及び評価小分科会における評価に関する審議は非公開とする。

### (エ) 提案の評価法について

学術大型研究計画(区分 I)及び学術大型研究計画(区分 II)の各提案の評価法は 以下のとおりである。ただし、マスタープラン 2017 において重点大型研究計画に選定された区分 I の研究計画で、継続条件を満たしかつ継続を希望する研究計画の継続審査については、該当分野の評価小分科会において別途定める方式で行う。

## I. 学術大型研究計画 ((主)の分野(部)での評価の場合)

### a. 項目評価について

評価小分科会委員は、利害関係者になる場合を除く当該分野の全提案について、下記 6 項目に関して 3 段階で評価する。各評価項目の全提案に関する平均値は「2」として、特に高い場合には「3」、低い場合には「1」とする。

- i. 計画の学術的意義(国際性や国際連携についても観点に含める)
- ii. 科学者コミュニティの合意(コミュニティの拡がり及び合意のレベルについても観点に含める)
- iii. 計画の実施主体の明確性(合意のレベルについても観点に含める)
- iv. 計画の妥当性(装置等の開発・製作・設置だけでなく、運用計画とその後の計画(雇用、人材育成等を含む)それぞれに必要な期間や予算措置についても観点に含める)
- v. 共同利用体制の充実度
- vi. 社会的価値(国民の理解、知的価値、経済的・産業的価値、持続可能な開発目標(SDGs)への貢献等)

資料 3

b. 総合評価について

評価小分科会委員は、利害関係者になる提案を除く当該分野の全提案について、a.の項目評価の結果を踏まえて、以下に従って総合評価を6段階で行う。

- ① 全提案 について審査を行い、「学術大型研究計画に相応しい水準を下回る提案」、及び「水準をどちらかといえば下回る提案」については、それぞれ「1」、「2」を付ける。(注 1)
- ② 次に、利害関係者になる提案及び①で「1」または「2」が付いた提案を除く全提案について、「3」から「6」の評価点で相対評価を行う。ただし、「6」を最も高い評価点とする。
- ③ 評価点分布は、利害関係者になる提案及び①で「1」または「2」が付いた提案を除く当該分野の全提案の総数に基づき、下記表 1 に従って定めるものとする。

利害関係にある提案および①で「1」または「2」が付いた提案を除いた応募提案(区分I)の総数	評価点6を与える提案件数	評価点5を与える提案件数	評価点4を与える提案件数	評価点3を与える提案件数
1	いずれの評価点でもよい			
2	0	1	1	0
3	1	1	1	0
4	1	1	1	1
5	1	2	1	1
6	1	2	2	1
7	1	3	2	1
8	1	3	3	1
9	2	3	3	1
10	2	3	3	2
11	2	4	3	2
12	2	4	4	2
13	2	5	4	2
14	2	5	5	2
15	3	5	5	2
16	3	5	5	3
17	3	6	5	3
18	3	6	6	3
19	4	6	6	3
20	4	6	6	4
21	4	7	6	4
22	4	7	7	4
23	4	8	7	4
24	4	8	8	4
25	5	8	8	4
26以上	20%以下	30-35%	30-35%	20%以下

表1 評価点分布の一覧表

## 資料 3

(注1) あくまで一般論であるが、たとえ全提案の中で 10-25%程度の提案が「1」または「2」の評価を受けたとしても、本分科会はそれに対して違和感を持つものではない。

### II. 学術大型研究計画(区分 I・学術研究領域で融合領域(コード 32)を選択した提案を除く)((副)の分野(部)での評価の場合)

#### a. 項目評価について

評価小分科会委員は、評価を依頼された提案について、利害関係者になる場合を除き、下記 6 項目に関して 3 段階で評価する。各評価項目の全提案に関する平均値は「2」として、特に高い場合には「3」、低い場合には「1」とする。

- i. 計画の学術的意義(国際性や国際連携についても観点に含める)
- ii. 科学者コミュニティの合意(コミュニティの拡がり及び合意のレベルについても観点に含める)
- iii. 計画の実施主体の明確性(合意のレベルについても観点に含める)
- iv. 計画の妥当性(装置等の開発・製作・設置だけでなく、運用計画とその後の計画(雇用、人材育成等を含む)それぞれに必要な期間や予算措置についても観点に含める)
- v. 共同利用体制の充実度
- vi. 社会的価値(国民の理解、知的価値、経済的・産業的価値、持続可能な開発目標(SDGs)への貢献等)

#### b. 総合評価について

評価小分科会委員は、評価を依頼された提案について、利害関係者になる場合を除き、「1」から「3」の3段階で総合評価を行う。ただし、評価点は以下の評価基準に従って、絶対評価に基づいて行うものとする。

- 3: 学術大型研究計画に相応しい水準を大きく上回っている
- 2: 学術大型研究計画に相応しい水準である
- 1: 学術大型研究計画に相応しい水準を下回っている

III. 学術大型研究計画(区分 I)(学術研究領域で融合領域(コード 32 を選択した提案)において、学術研究領域として指定された評価小分科会の評価の場合) (この評価を基に融合領域評価小分科会で評価を行う)

a. 項目評価について

評価小分科会委員は、利害関係者になる場合を除く当該分野の全提案について、下記 6 項目に関して 3 段階で評価する。各評価項目の全提案に関する平均値は「2」として、特に高い場合には「3」、低い場合には「1」とする。

- i. 計画の学術的意義(国際性や国際連携についても観点に含める)
- ii. 科学者コミュニティの合意(コミュニティの拡がり及び合意のレベルについても観点に含める)
- iii. 計画の実施主体の明確性(合意のレベルについても観点に含める)
- iv. 計画の妥当性(装置等の開発・製作・設置だけでなく、運用計画とその後の計画(雇用、人材育成等を含む)それぞれに必要な期間や予算措置についても観点に含める)
- v. 共同利用体制の充実度
- vi. 社会的価値(国民の理解、知的価値、経済的・産業的価値、持続可能な開発目標(SDGs)への貢献等)

b. 総合評価について

評価小分科会委員は、利害関係者になる提案を除く当該分野の全提案について、「1」から「3」の 3 段階で総合評価を行う。ただし、評価点は以下の評価基準に従って、絶対評価に基づいて行うものとする。

- 3: 学術大型研究計画に相応しい水準を大きく上回っている
- 2: 学術大型研究計画に相応しい水準である
- 1: 学術大型研究計画に相応しい水準を下回っている

IV. 学術大型研究計画(区分 II)

当該評価小分科会で区分 II の要件を満たしているかチェックを行い、本分科会において区分 II リストに掲載か否かを決定する。

## 資料 3

### 3. スケジュール

- 4 月中下旬 ・評価小分科会の立ち上げ  
・評価小分科会委員へ応募書類の送付

5 月 17 日(金)

- ・融合領域において選択された分野評価小分科会委員の審査の締め切り。審査結果は事務局へ送付。その結果は事務局より融合領域評価小委員会委員へ送付。
- ・重点大型研究計画の継続についての「主」評価小分科会委員の審査の締め切り。その結果は事務局より「主」評価小分科会に送付され、小分科会はその情報を基に継続の認否を審議し、否の場合は区分Ⅰとして評価・審査を行う(「主」、「副」双方で、融合の場合は選択された分野評価小分科会委員で、他の区分Ⅰ課題と同様の評価・審査を行う)。

6 月 17 日(月)

評価小分科会委員から事務局への当該分野(部)の評価結果(区分Ⅰは評価、区分Ⅱはチェック)の送付締切。取りまとめ後に各評価小分科会に結果の送付。

7 月 8 日(月)

評価小分科会より事務局への当該分野(部)の評価結果の送付締切。

7 月中下旬 ・本分科会において学術大型研究計画(案)を策定。

- ・本分科会において重点大型研究計画のヒアリング課題の選定。

9 月 14 日(土)-15 日(日)-16 日(月・祝) ヒアリング